

広島県選挙管理委員会告示第二十号

選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六広島県選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(職員の職) 第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する職のほか、事務局に主幹、主査、主任、主事及び技師を置く。</p> <p>第十三条 事務局長は書記長をもって、次長、主幹、主査、主任、主事及び技師は書記をもってあてる。</p> <p>(事務局長等の職務) 第十四条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>	<p>(職員の職) 第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する職のほか、事務局に主幹、主査、事業調整員、主任、主事及び技師を置く。</p> <p>第十三条 事務局長は書記長をもって、次長、主幹、主査、事業調整員、主任、主事及び技師は書記をもってあてる。</p> <p>(事務局長等の職務) 第十四条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 事業調整員は、上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。</p>
6 5 (略)		7 6 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。